

## 平成 24 年 11 月 26 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 24 年 11 月 26 日（月）開会：午後 1 時 30 分 閉会：午後 3 時 57 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）

副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）

委員 今村岳司（蒼士会）

大石伸雄（政新会）

西田いさお（むの会）

野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）

山田ますと（公明党議員団）

他に、地方自治法の規定に基づき、中川経夫議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

岸利之、たかはし倫恵、よつや薫

6 一般傍聴者

2 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三

次 長 北林哲二

庶務課長 原田順子

議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）平成 25 年度議会関係予算について

平成 25 年度議会関係予算について協議しました。

各会派の予算に関する意見について確認をしました。協議を行った結果、次のとおりとなりました。

- ・ 管外視察旅費：常任委員会旅費については、24 年度と同額の 1 名当たり 13 万円、その用途についても同様とするが 25 年度中に協議を行い、恒久的にどのようにするかを決定する。特別委員会旅費については、これまでと同様に基礎額（千円）を計上する。
- ・ 常任委員会旅費での参加が認められていた研修等の取扱と負担金：予算計上せず、議員が参加する場合は政務調査費から支出する。

- ・ 委員長への報酬加算：予算・決算を除く特別委員会、及び議会運営委員会を含めた全委員会一律に委員長・月額2万円、副委員長5千円の加算を結論とする。（今後の取扱いについては、議会運営委員会で確認を行う。）
- ・ 議会広報に関する経費：24年度並の費用で広報委員会が必要と認めるものとする。
- ・ 本会議場・委員会室の視聴覚機器等の設置：25年度の予算化は行わない。
- ・ 傍聴時の保育体制：協議は継続して行うが、25年度の予算化は行わない。

## （2）政務調査費について

政務調査費について協議しました。

政務調査費の収支報告についての4つの改善点に対する各会派の賛否及び意見を確認し、各委員から意見を聴取しました。協議を行った結果、各項目について次のとおり全委員の意見が一致しました。

「提出された報告書は閲覧用を一部調製した上で、議会事務局にて自由に閲覧できるようにする。」：議会として申合せをし、情報公開請求の手続なしに政務調査費（法改正後の政務活動費）の収支報告書（領収証を含む）を自主的に公開する。

「提出された報告書に対する事務局からの是正勧告を議員が無視した場合には、議長に報告の上、議長から是正勧告される。」：実際にどのようなものを是正勧告とするか、原案を事務局に一任する。

「議長の是正勧告を無視した場合、若しくは議長の是正勧告に対して反論があった場合は、その反論内容も含め、公開される。」：議長からの是正勧告とそれに対する反論書（回答がなかった場合は、その事実）を の閲覧に合わせ公開する。

「報告書の書式を完全統一する。」：様式を定め、25年度から適用する。

また、今後地方自治法の改正に伴う条例改正及び政務調査費マニュアルの点検を行うこととされました。

## （3）議員報酬について

議員報酬について、協議しました。

議員報酬の減額をすべき時はどのような場合か、委員長の提案に対する各委員の賛否及び意見を確認し、各委員から意見を聴取しました。協議を行った結果、以下の項目について次のとおり全委員の意見が一致しました。

「議会は、災害等不測の事態によって市の財政が著しく悪化した、若しくは悪化が見込まれる場合、議員報酬の削減について協議を行うものとする。」

「前記の他、市の財政が一定以上悪化した場合も同じく議員報酬の削減について協議を行うものとする。」

なお、「悪化」の定義については、次回以降の委員会で協議することになりました。

( 4 ) 議会基本条例について

議会基本条例について協議しました。

協議を行った結果、基本案のうち、第3番目は「議会は、長に対し健全な牽制関係を持って対峙し、行政執行の監視を行う。」と仮確定させることで合意しました。

また、前回の委員会(11月13日実施)で引き続き協議事項となった第2番目については、前段の「議会は、議事機関として、条例の制定と改廃に責任を持ち、議決権を行使することによって市の意思決定に責任を持つ。」まで、仮確定しておりますが、後段については、今回「また、法に求められた役割を果たし、地方自治体の独立した意思決定に貢献するために、機能向上に努めるものとする。」とし、これを持ち帰り、検討することになりました。さらに第4番目についても、同様に持ち帰り、検討することになりました。

引き続き、次回委員会(12月20日開催)で協議することになりました。

次回以降の委員会の日程

平成24年12月20日(木)午後2時~午後4時30分

以 上